## 伊勢市国民保護計画 (素案)に対する意見について

## 1 パブリックコメントの概要

(1)募集方法:伊勢市国民保護計画(素案)、伊勢市国民保護計画(素案)概要の市HP への掲載及び下記閲覧場所にて、伊勢市国民保護計画(素案)の閲覧、 伊勢市国民保護計画(素案)概要の配布

#### 【閲覧場所】

伊勢市まちづくり推進部防災防犯課

各総合支所地域振興課

各支所

市役所本庁舎1階市民ホール

伊勢市立伊勢図書館、伊勢市立小俣図書館

生涯学習センターいせトピア

二見生涯学習センター

- (2)意見の募集期間:平成 18年 10月 11日(水)から 10月 31日(火)まで
- (3) 意見募集の結果: 意見数 26件(内訳/FAX1件、電子メール 25件)

#### (4)主な意見とその対応

パブリックコメントで市民から寄せられた主な意見は次のとおり。

個別意見については別紙を参照。

## NO. 意見内容 答 1 避難時の対応策について(意見数:11) 学校及び大規模な事業所の避難への対応策 は、国民保護計画策定後に作成する、避難の ・集団で避難する場合、どこへ、どのように 誘導方法、市の体制、地域特性などを盛り込 子供たちを安全に避難させるのか、その基 んだ避難マニュアルの中で検討する予定で 本的な対応策を提示してもらいたい。 [第2編 第2章 1(5)学校及び事業所との連携] す。 学校教職員の役割は、国民保護計画策定後 ・避難実施要領に沿って、自治会、学校、事 に作成する「避難マニュアル」において検討 業所等を単位とした避難誘導を行うとある が、具体的に学校教職員が担う役割がよく する予定です。 分からない。 〔第3編 第4章 第2 3 (1)市長による避難住民の誘導〕 ・2年前の洪水被害の教訓を生かした避難住 民の誘導を図ってほしい。

NO.	意見内容	回答
2	災害時要援護者への対応について(意見数:3)	高齢者、障害者等への配慮は、特に留意す
	・危機に瀕した時、最初に被害を受ける社会	べき事項として、国民保護措置に関する基本
	的弱者(老人・障害者・こども)に対する一	方針で定めていますが、一層の配慮に努めま
	層の配慮をお願いしたい。	す。 - かか 現在 <b>ナー</b> ルナー間(4月間 (************************************
	・弱者を大切にする視点(対処法)を、計画	なお、現在、市では庁内関係各課が連携して中間の
	の中の大きな柱にしてもらいたい。	て自然災害時における要援護者避難対策を検   討しているところであり、この避難対策に準
	・市内の養護施設や在宅支援施設、在宅介護	じて要援護者に対する国民保護措置を講じま
	者の情報をきちんとつかみ、緊急時どのよ	す。
	うな保護ができるのか考えてもらいたい。	
3	避難所の運営について (意見数:2)	有事に際して誰がどんな状況で避難所に避
	・混乱を避けるため、学校が避難所として使	難してきても円滑に避難所の開設運営が行え
	用された場合のマニュアルや使用法などを	るよう、今後、避難所運営マニュアルの作成
	作成してほしい。	を予定しています。
	・2年前の洪水被害の教訓を生かして施設面	また、避難所においては、避難者の健康管理を適切に対処できるよう努めます。
	や食事などの充実を図り、避難生活が健康	生で週別に対応してもよ Jカりより。   
	を触むことがないようにお願いしたい。	± 2 4 # * * * 0 = 25 0   1   1   25 0 - 7 0
4	教育部の役割についての意見(意見数:9)	表3・1 教育部の事務又は業務の項目
	・教育部において、「学用品の給与・児童生徒	に、次の3項目を追記します。   ・学用品の給与に関すること
	の避難等の支援・被災児童生徒の教育等の	・公立小中学校における児童生徒の避難等
	記載」を明確にし、窓口となるようにして もらいたい。	に関すること
	ていてい。 〔第3編 第2章 1(3)市対策本部の組織構成及び機能〕	・被災児童生徒等に対する教育に関するこ
	・教育部の事務又は業務のところに「児童生	ح المالية
	徒の避難等の支援」の記載がない。児童生	
	徒の避難など、人命最優先の保護行動をお	
	願いしたい。	
	〔第3編 第2章 1(3)市対策本部の組織構成及び機能 表3-1〕	
	・学習機会の確保、教科書の供給のあとに、「学	
	習用品の供給」を明記してほしい。	
5	(第3編 第10章 2 (1) 被災児童生徒等に対する教育) 損失補償等について(意見数:2)	   損失補償の項目の中に「車両等の破損措置
	<u>損失補順寺にづいて(息兄奴:2)</u> ・項目に「実費弁償」がなかったり、「損失補	「損犬補順の項目の中に「単両寺の城損捐員  に関すること」と記されているのは、法第 155
	・項目に「美質弁負」かなかったり、「損失補 賞」の項目の「救済内容」に「車両等の破	条第2項において準用する災害対策基本法第
	損」の項目の・救済内谷」に・単画寺の破損」「医療の実施の要請等によるもの」が掲	76条の3第2項後段に記されている都道府県
	載されていないのはなぜか。	公安委員会・自衛官が緊急通行車両の通行確
	「第2編 第1章 第1 4(1)国民の権利利益の迅速な救済〕	保のために行った措置に対しての内容となっ
		ておりますので、市の計画には記載しており
		ません。
		実費弁償、損害補償の項目の中の医療の実
		施の要請等に関することも、法第85条第1項、
		第2項に記されている都道府県知事が行うこ
		とに関してなので、市の計画には記載してお
		りません。

# 2 各課への意見照会

# (1)意見とその対応

各課から寄せられた意見は次のとおり。[ ]内は中間案での該当ページを示す。

NO.	意見内容	対 応
1	応急公用負担について [ P.77 ]	法に規定されている内容なので、計画に記
	国民保護法第 113 条には、武力攻撃災害の	   述は必要と考え、記載します。
	拡大防止のために必要な限度において、他人	
	の土地、建物等の使用若しくは収用すること	
	ができるとあるが、義務規定ではないので、	
	あえて市民の基本的人権に関することを記す	
	べきではないのではないか。	
	〔第3編 第7章 第2 3(2)応急公用負担〕	
2	産業部の事務又は業務について [P.47]	修正します。
	「農林産物及び林業施設の被害応急対策に	
	関すること」とあるが、農業水産業施設への	
	対応も必要と考えるため、「農林水産物及び農	
	林水産業施設の被害応急対策に関すること」	
	としてはどうか。	
	[第3編 第2章 1(3)市対策本部の組織構成及び機能 表3・1)	
3	安否情報収集様式(死亡住民)について[P.29]	誤りのため削除します。
	「 死亡の日時、場所及び状況」の欄で、負	
	傷か非該当を選ぶようになっている。	
4	【第2編 第1章 第4 3(1)安否情報の種類及び報告様式 表2・7】	
4	人口に関する記述について [P.9]	国勢調査による数字を使用し、修正します。  
	住民基本台帳登録及び外国人登録人口と推	
	計人口を混同した記述になっている。   【悠天安】	
	国勢調査による人口は、平成17年10月1	
	日現在で、134,973人(男63,856人、女71,117	
	人)で、三重県総人口1,866,963人の約7%	
	を占めている。	
	平成17年に合併した4市町村の人口は昭	
	和60年をピークに減少している。各市町村	
	別に見ると、旧伊勢市の人口は全人口	
	134,973人のうち97,777人で約7割を占め	
	ているものの、昭和55年をピークに減少傾	
	向が続いている。一方、旧御薗村は増加傾	
	向で、昭和60年と比較する約17%と増加し	
	ており、これは三重県全体の伸び率の2.5倍	
	近くになる。また、旧二見町・旧小俣町に	
	おいても近年は増加傾向に転じている。	
	年齢別人口構成では、・・・・	
	〔第1編 第4章 (3)人口分布〕	

NO.	意見内容	対 応
5	用語解説ついて [ P.13,22,50,65 ] 「通信輻輳」が読めないし、意味もよくわからない。もう少しわかりやすい表現にしてほしい。また、「 N B C 」にも用語解説を加えてほしい。	用語解説を追記します。
	福祉健康部の事務又は業務について [P.46] 避難場所での情報収集・提供は当たり前で しょうが、「安否情報の収集及び提供」が入っ ていない。 (第3編第2章1(3)市対策本部の組織構成及び機能表3-1)	「安否情報の収集及び提供」に関すること を追記します。
	事務の委託元について [P.64~65] 救援に関する各項目で、「事務の委託を受け た場合において」について、どこから委託 を受けるのか不明確である。 (第3編第5章 2(1)県への要請等~(3)日本赤十字社との連携 3(1) 救援の基準等)	「知事から」を追記します。
	部署名について [P.16~17,45~48] 「出納部」や「教育部」など存在しない部 署があるので、説明をお願いしたい。 (第2編第1章第1 1 市の各部課における平素の業務 表2-1) (第3編第2章 1(3)市対策本部の組織構成及び機能表3-1)	説明を追記します。
	人口に関する記述について [P.9] 伊勢市と御薗村は「旧」がついているのに、 小俣町と二見町はないので、統一してほしい。 (第1編 第4章 (3)人口分布)	修正します。
	用語について [P.59] 「介護保険制度関係者」を「介護保険サー ビス事業者」にすべきである。 (第3編 第4章 第2 3 (6)高齢者、障害者等への配慮)	修正します。